

新型コロナウイルス 関連のお知らせ

特別定額給付金のご案内

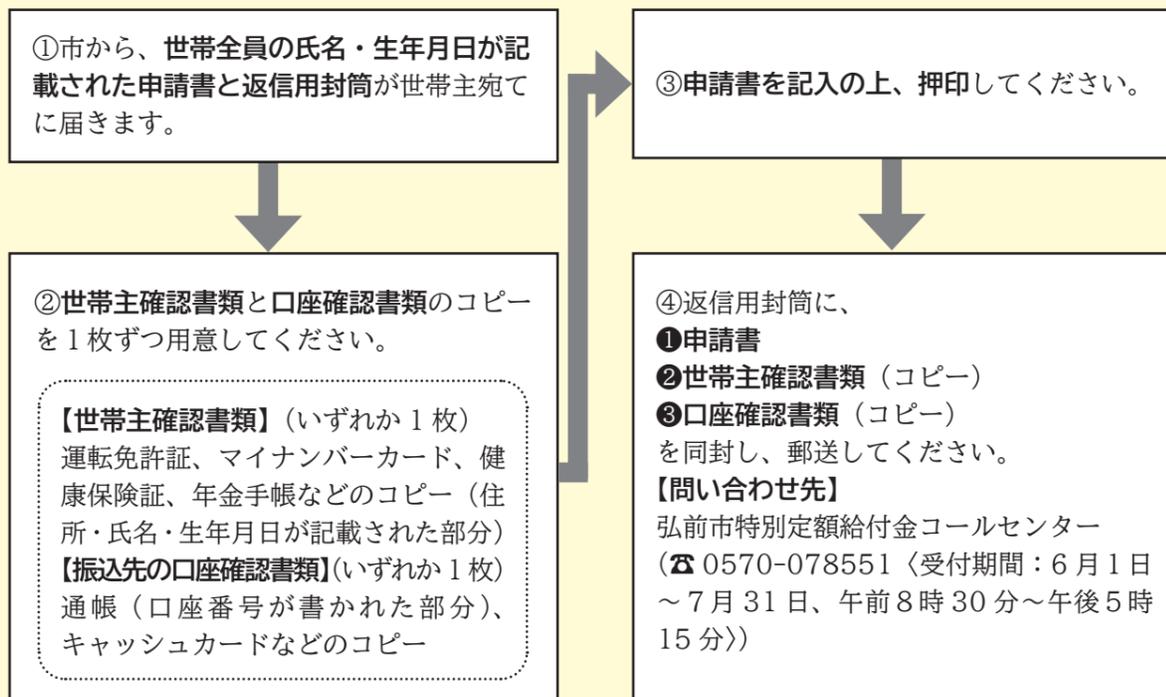
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、「特別定額給付金」事業を実施しています。

- 【給付金対象者】 基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている人
- 【受給権者】 給付対象者の属する世帯の世帯主の人
- 【給付額】 給付対象者 1人につき10万円
- 【申請期限】 8月31日（月）〈当日消印有効〉

申請方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は以下の2通りを基本とします。

1 郵送申請方式…5月29日（金）から申請書を順次発送



2 オンライン申請方式…マイナンバーカードを持っている人

総務省が運営するオンラインサービス「マイナポータル」のホームページ（https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form）で申請手続きを行うことができます。手続きにはICカードリーダー付属のパソコンまたは対応スマートフォンが必要です。

【マイナポータルに関する問い合わせ先】
マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178（平日、午前9時30分～午後8時／土・日曜日、祝日、午前9時30分～午後5時30分）

【申請に必要なもの】

- ①世帯主のマイナンバーカード（プラスチック製で顔写真があるもの）／②ICカードリーダー付属のパソコンまたは対応スマートフォン／③世帯主のマイナンバーカードの署名用電子証明書の暗証番号（6桁～16桁の英数字）／④受取口座を確認できる書類（通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し等）
- ※通知カードや世帯主以外のマイナンバーカードではオンライン申請できません。

《お願い》

マイナンバーカードに係る電子証明書のパスワード変更やロック解除の手続きが全国的に急増し、各種作業に大幅な遅延が生じており、窓口ではお待ちいただく場合があります。

また、今からマイナンバーカードの新規発行手続きを行った場合、申請から受け取りまでに約1～2カ月程度を要することが見込まれます。

市民の皆様には、ご不便をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

【マイナンバーカードに関する問い合わせ先】 市民課住民記録係 ☎40-7020

「生活が苦しく、特別定額給付金が一刻も早く必要な人」を対象に「緊急申請方式」による申請を、6月7日（日）まで受け付けています。詳しくは市ホームページまたは毎戸配布チラシをご確認ください。

《お願い》
「緊急申請」は、生活が苦しく、特別定額給付金が一刻も早く必要な人へ給付金をお届けするものです。申請が集中した場合には給付金のお届けが遅れる恐れがあります。ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ先 新型コロナウイルス感染症対策室 ☎40-2636

……… 配偶者からの暴力等を理由に弘前市へ避難している人へ ………

配偶者からの暴力等を理由に、住民票と異なる場所（弘前市内）に避難している人で、4月27日までに住民票を異動できなかった場合は、申出書を提出していただくことにより、同伴者の分も含め、避難先で給付金を受け取ることができます。

▼提出書類

①特別定額給付金受給に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書（市ホームページからダウンロードできます）

②令和2年4月27日以前に配偶者からの暴力を理由に避難していることが確認できる書類／裁判所が発行する保護命令決定書の謄本または正本／婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書／DV相談窓口（こども家庭課）等が発行するDV被害申出確認書のいずれか

③本人確認書類のコピー（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）のいずれか

■問い合わせ・提出先 こども家庭課子育て相談係（市役所1階、☎40-7038）